

西東京市行財政改革推進委員会条例

平成13年 6 月 29 日 条例第163号

改正

平成19年 6 月 25 日 条例第37号

西東京市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第 1 条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5 人

(2) 市民 3 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 6 月 25 日 条例第37号)

この条例は、平成19年 7 月 1 日から施行する。